

様式第 1 (第 5 条関係)

市民意見公募募集案件

|         |   |
|---------|---|
| 件 名     | 渋川市新市建設計画 (案) について  |
| 実施担当課   | 総合政策部新政策課 連絡先 (直通電話 0 2 7 9 - 2 2 - 2 4 0 1)  |
| 意見公募の趣旨 | <p>渋川市新市建設計画は、平成 1 8 年の市町村合併により策定した計画であり、新市のまちづくりの基本方針を示すものとして、平成 1 8 年度から平成 3 2 年度までを計画期間としています。</p> <p>平成 3 0 年 4 月に「東日本大震災に伴う合併市町村に係る地方債の特例に関する法律の一部を改正する法律」が施行されたことから、合併特例事業債を効果的かつ計画的に活用し、引き続き総合的に市の均衡ある発展を推進するため計画を変更します。</p> <p>計画の変更に当たっては、幅広い市民の意見を取り入れるため市民意見公募を実施します。</p>  |
| 公表資料    | 渋川市新市建設計画 (案)   |
| 意見公募の方法 | <p><b>【意見の募集期間】</b><br/>平成 3 1 年 3 月 1 5 日 (金) ~ 平成 3 1 年 4 月 1 5 日 (月)<br/>(持参の場合は、閉庁日を除く午前 8 時 3 0 分 ~ 午後 5 時 1 5 分)</p> <p><b>【意見を提出できる人】</b><br/>市内に在住、在勤、在学する人等</p> <p><b>【意見の提出方法】</b><br/>※意見を提出する人は、所定の提出様式をご利用ください。</p> <p><input type="checkbox"/> 郵送の場合<br/>〒 3 7 7 - 8 5 0 1<br/>渋川市石原 8 0 番地 渋川市役所 総合政策部 新政策課 宛</p> <p><input type="checkbox"/> F A X の場合 : 0 2 7 9 - 2 4 - 6 5 4 1 (新政策課宛て必ず明記)</p> <p><input type="checkbox"/> E メールの場合 : hp-shinseisaku@city.shibukawa.gunma.jp</p> <p><input type="checkbox"/> 直接持参の場合 : 新政策課または各行政センター</p> <p><b>【意見及び市の考え方の公表予定時期】</b><br/>平成 3 1 年 6 月頃</p> |
| 実施責任者   | 新政策課 儘田 清   |

※資料の公表は、原則として実施担当課、各行政センター、本庁舎市民ホール、市ホームページで行います。

※いただいたご意見は、類似の意見等とこれに対する実施機関の考え方を取りまとめた上で、実施担当課、各行政センター、本庁舎市民ホール、市ホームページで公表する予定です。意見を提出された方の個人情報 (氏名、住所等) は公表いたしません。

※いただいた意見に対する個別の回答は致しかねます。

市民意見公募募集案件

|         |  |
|---------|--|
| 件名      | 渋川市新市建設計画（案）について   |
| 実施担当課   | 総合政策部新政策課 連絡先（直通電話 0 2 7 9 - 2 2 - 2 4 0 1）  |
| 意見公募の趣旨 | <p>渋川市新市建設計画は、平成 1 8 年の市町村合併により策定した計画であり、新市のまちづくりの基本方針を示すものとして、平成 1 8 年度から平成 3 2 年度までを計画期間としています。</p> <p>本件については、平成 3 0 年 4 月の法律改正により特例債の起債期間が 5 年間延長されたことから計画を変更するものであり、計画変更に当たり幅広い市民の意見を取り入れるため市民意見公募を実施します。</p>   |
| 公表資料    | 渋川市新市建設計画（案）   |
| 意見公募の方法 | <p><b>【意見の募集期間】</b><br/>平成 3 1 年 3 月 1 5 日（金）～平成 3 1 年 4 月 1 5 日（月）<br/>（持参の場合は、閉庁日を除く午前 8 時 3 0 分～午後 5 時 1 5 分）</p> <p><b>【意見を提出できる人】</b><br/>市内に在住、在勤、在学する人等</p> <p><b>【意見の提出方法】</b><br/>※意見を提出する人は、所定の提出様式をご利用ください。</p> <p><input type="checkbox"/> 郵送の場合<br/>〒 3 7 7 - 8 5 0 1<br/>渋川市石原 8 0 番地 渋川市役所 総合政策部 新政策課 宛</p> <p><input type="checkbox"/> F A X の場合： 0 2 7 9 - 2 4 - 6 5 4 1（新政策課宛て必ず明記）</p> <p><input type="checkbox"/> E メールの場合： hp-shinseisaku@city.shibukawa.gunma.jp</p> <p><input type="checkbox"/> 直接持参の場合：新政策課または各行政センター</p> <p><b>【意見及び市の考え方の公表予定時期】</b><br/>平成 3 1 年 6 月頃</p> |
| 実施責任者   | 新政策課 儘田 清  |

※資料の公表は、原則として実施担当課、各行政センター、本庁舎市民ホール、市ホームページで行います。

※いただいたご意見は、類似の意見等とこれに対する実施機関の考え方を取りまとめた上で、実施担当課、各行政センター、本庁舎市民ホール、市ホームページで公表する予定です。意見を提出された方の個人情報（氏名、住所等）は公表いたしません。

※いただいた意見に対する個別の回答は致しかねます。